令和7年6月26日

建設工事および建設工事関連委託業務に係る最低制限価格について

彦根市では、一般競争入札または指名競争入札に付する建設工事および建設工事に関連する調査、測量、設計等の委託業務について、原則、最低制限価格を設けております。
案件ごとの最低制限価格については、入札執行後に公表(事後公表)しております。
最低制限価格の算出方法については、次のとおりです。

令和7年6月26日以降に入札等の通知または公告を行う分から適用します。

1　建設工事

【範囲】

予定価格の10分の7.5から10分の9.2まで

【計算式】

ア	直接工事費	×	**0.97**
イ	共通仮設費	×	**0.90**
ウ	現場管理費	×	**0.90**
エ	一般管理費等	×	**0.68**

※　水道施設工事において、工事価格にスクラップ控除を積み上げ計上している場合は、上記のア～エを合計した額から、スクラップ控除として控除する額に0.97を乗じた額を除算します。
※　令和4年3月4日付けで見直された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準じます。
※　上記の基準により求められた金額に係数αを乗じます。
※　特別なものについては、上記の計算式にかかわらず予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲で定めます。

2　建設工事関連委託業務

【範囲】

- 測量業務　　**予定価格の10分の6から10分の8.2まで**
- 地質調査　　**予定価格の3分の2から10分の8.5まで**
- 上記以外　　**予定価格の10分の6から10分の8.1まで**

【計算式】

以下の①～④の計に係数αを乗じます。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	**直接測量費の額**	**測量調査費の額**	**諸経費の額に10分の5を乗じて得た額**	**―**
地質調査業務	**直接調査費の額**	**間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額**	**解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額**	**諸経費の額に10分の5を乗じて得た額**
建築関係の建設コンサルタント業務	**直接人件費の額**	**特別経費の額**	**技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額**	**諸経費の額に10分の6を乗じて得た額**
土木関係の建設コンサルタント業務	**直接人件費の額**	**直接経費の額**	**その他原価の額に10分の9を乗じて得た額**	**一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額**
補償関係コンサルタント業務	**直接人件費の額**	**直接経費の額**	**その他原価の額に10分の9を乗じて得た額**	**一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額**

※　特別なものについては、上記の計算式にかかわらず、業務ごとに定められた上記の範囲の中で定めます。

水道施設工事において、工事価格にスクラップ控除を積み上げ計上している場合の
最低制限価格の算出について

令和7年6月26日

算出例

設計金額（工事価格にスクラップ控除を積み上げ計上している場合）

直接工事費	48,000,000
共通仮設費	5,000,000
現場管理費	15,000,000
一般管理費等	13,000,000
スクラップ控除	**−2,000,000**
計	79,000,000
消費税等10%	7,900,000
	86,900,000

上記の場合の最低制限価格の算出

直接工事費	×	0.97	＝	48,000,000	×	0.97	＝	46,560,000	ア
共通仮設費	×	0.90	＝	5,000,000	×	0.90	＝	4,500,000	イ
現場管理費	×	0.90	＝	15,000,000	×	0.90	＝	13,500,000	ウ
一般管理費等	×	0.68	＝	13,000,000	×	0.68	＝	8,840,000	エ
スクラップ控除額	×	**0.97**	＝	**2,000,000**	×	**0.97**	＝	**1,940,000**	**オ**

ア～エを合計した額から、オを除算する

＝ （ア＋イ＋ウ＋エ）－オ

＝ （46,560,000+4,500,000+13,500,000+8,840,000）−1,940,000

＝ 71,460,000

消費税等10%	7,146,000
	78,606,000